様式第１（第10条関係）（平９総府通産令３・平12総府通産令９・平15経産環省令４・平19経産環省令６・平30経産環省令１・令元経産環省令２・一部改正）

（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の５において準用する第33条第３項の規定による身分証明書

写　　真

官職及び氏名
生　年　月　日

年　　月　　日発行

大　　臣　　印

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第33条　環境大臣及び農林水産大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、第30条第１項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者に対し、その特定国内種事業に関し報告を求め、又はその職員に、その特定国内種事業を行うための施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　略

３　第１項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第33条の５　（前略）　第33条第１項、第３項及び第４項の規定は特定国際種事業について準用する。この場合において、（中略）第33条第１項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣」と読み替えるものとする。

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

⑴～⑹　略

⑺　第33条第１項（同条第２項及び第33条の５において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第33条の14第１項若しくは第２項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第33条第１項若しくは第33条の14第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者

⑻～⑿　略

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。